



| 令和2年11月13日（金）岐阜県発表資料 |        |        |  |
|----------------------|--------|--------|--|
| 担 当 課                | 担 当 係  | 担 当 者  | 電 話 番 号  |
| 警 察 本 部<br>会 計 課     | 次 席    | 島村 敦也  | 内線 2211<br>代表 058-271-2424<br>FAX 058-274-1828 |
| 技 術 検 査 課            | 建設業企画監 | 小木曾 弘和 | 内線 3642<br>直通 058-272-8504<br>FAX 058-278-2734 |
| 出 納 管 理 課            | 用 度 係  | 辻 亜希子  | 内線 3222<br>直通 058-272-8715<br>FAX 058-278-2787 |

## 不正又は不誠実な行為による入札参加資格停止の措置について

### 1 概 要

岐阜県警察本部発注の「第28号武芸川警察官（補勤）駐在所新築工事」（工事場所：関市武芸川町大字小知野847-1、844-4）の電子入札において、落札者が代表者を変更していたにもかかわらず、旧代表者名義のICカードを使用して入札を行った。

### 2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」別表第2第6号及び「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2別表第2第5号に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

### 3 停止措置業者

安田建設(株)（本店：白川町）

### 4 停止期間

令和2年11月14日から令和2年12月13日まで（1ヶ月）

### 5 参 考

#### ○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」別表第2第6号

| 措 置 要 件   | 期 間                  |
|---|----------------------|
| (不正又は不誠実な行為)<br>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内 |

#### ○「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2別表第2第5号

| 措 置 要 件   | 期 間                  |
|---|----------------------|
| (不正又は不誠実な行為)<br>5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内 |